

公募型見積合わせの執行について

令和8年3月10日

大阪市旭区長 福岡 弘高

次のとおり公募型見積合わせを執行する。

1 見積合わせに付する事項	
(1) 案件番号	総080310-3
(2) 案件名称	令和8年度旭区役所及び旭区保健福祉センター分館における廃棄簿冊及び古紙等売却業務（単価契約）
(3) 案件概要	別紙仕様書のとおり
(4) 履行期間	令和8年4月1日（水）～令和9年3月31日（水）
(5) 履行場所	別紙仕様書のとおり
2 日程	
(1) 見積書提出期間	令和8年3月10日（火）～令和8年3月19日（木） 午後5時30分まで
(2) 参加資格審査資料等提出期間	次の書類を2（1）の期間内に提出すること。 【提出書類】 ① <u>大阪市の令和7・8・9年度物品売払入札参加承認証の写し</u> ② <u>大阪府における廃棄物再生事業者登録証明書の写し（廃棄物の再生に係る事業の内容に「古紙の再生」が含まれていること）</u>
(3) 当該案件に関する質問期間及び質問方法	令和8年3月10日（火）～令和8年3月13日（金） 午後5時30分まで メールにより次のアドレスあて送信すること（質問期間内に必着）。 【質問専用メールアドレス】 asahiku-mitumori@city.osaka.lg.jp ・メールの件名には、【案件番号】及び案件名称を下記のとおり記載すること。 例) 【案件番号：総070401】〇〇ほか▲点買入（旭区役所） ・質問内容は、原則としてメール本文に直接記載すること（同等品申請等のため画像やPDFデータを添付することは可能）。 ・メール送信後、旭区役所 総務課（電話：06-6957-9625）あて着信を電話により確認すること。
(4) 質問に対する回答	質問の回答は令和8年3月16日（月）にホームページ上に回答する。
(5) 契約相手方通知日	令和8年3月23日（月）までに電話により回答する。
(6) 【契約相手方のみ】 契約手続書類持参・郵送期限	【2（5）契約相手方通知日】の翌々開庁日午後5時30分までに以下のとおり作成した書類を【5 事業担当】あて提出すること。 契約締結書類【原本を提出】 <u>物品売払契約書</u> に記名押印のうえ、 <u>仕様書及び質問回答書（質問がある場合）</u> 、 <u>単価契約金額一覧</u> を綴じ、全頁の見開きの綴じ目に契印すること（袋とじのうえ契印可）。 ※収入印紙が必要な場合は、貼付のうえ消印すること。 誓約書【電子ファイルでの提出可】 両面印刷のうえ記名すること（契約締結書類には綴じない）。 ただし、上記要件を満たす書類を【2（1）提出期間】内に提出している場合は再度の提出は不要とする。

3 参加資格	
<p>(1) 大阪市の令和7・8・9年度物品売払入札参加承認証の交付を受けていること。</p> <p>(2) 物品買受申込書提出時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。</p> <p>(3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと、及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。</p> <p>(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 大阪府から廃棄物再生事業者登録証明書の交付を受けていること（廃棄物の再生に係る事業の内容に「古紙の再生」が含まれていること）。</p>	
4 見積書提出方法等	
(1) 提出書類	物品買受申込書・単価契約金額一覧
(2) 提出書類の交付場所	物品買受申込書・単価契約金額一覧はいずれもホームページにて配布
(3) 提出場所	【5 事業担当】に同じ
(4) 提出方法	<p>記入要領に従い作成した物品買受申込書・単価契約金額一覧を、持参、郵送又はメール^(※)により提出すること。（【2（1）提出期間】内に必着）</p> <p>※メールによる提出の場合は、物品買受申込書・単価契約金額一覧の写しをPDFデータにより提出すること。</p> <p>なお、「件名」欄には【案件番号】及び案件名称を下記のとおり記載すること。</p> <p>例)【案件番号：総070401】〇〇ほか▲点買入（旭区役所）</p> <p>※メールによる提出が困難な場合は、FAXによる提出も可とする。</p> <p>・メール又はFAXによる提出の場合は、送信後に着信を電話により【5 事業担当】に確認すること。</p>
5 事業担当	
旭区役所 総務課	<p>大阪市旭区大宮1-1-17 旭区役所3階（担当：浜角、橋本、立原）</p> <p>電話 06-6957-9625</p> <p>FAX 06-6952-3247</p> <p>メール tp0001@city.osaka.lg.jp</p>
6 契約条項を示す場所	
旭区役所 総務課	<p>大阪市旭区大宮1-1-17 旭区役所3階</p> <p>電話 06-6957-9625</p>
7 その他事項	
<p>(1) 申請書類及び契約手続書類の作成及び提出にかかる費用は、申請者の負担とする。</p> <p>(2) 大阪市契約規則第37条第1項第3号に該当するときは、契約保証金を免除する。</p> <p>(3) 見積書提出後決定までに、参加者（参加申請者が共同企業体の場合はその構成員を含む）が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、参加資格を有しない者のした見積書とみなし無効とする。</p> <p>(4) 決定後、契約締結までに、決定者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。</p> <p>(5) 決定後、契約締結までに、決定者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書を提出しない場合は、契約の締結を行わないものとする。</p> <p>(6) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。</p> <p>(7) 提出した見積書は、書換え、引換えまたは撤回をすることができないが、見積書提出期限内に見積書錯誤無効届を提出し、本市が錯誤無効と認めた見積書については無効とすることができる。</p> <p>(8) 契約の締結は、令和8年度予算が発効した時とする。</p>	